

広島県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年三月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
	東広島市豊栄町安宿二九二四番一地从先から 東広島市豊栄町安宿二二六〇番一地从先まで		六・五〇〇一 四・四〇〇	九五八・五〇	
			一〇・四〇〇 二二・五〇〇	九五八・五〇	拡幅